

議案第 22 号

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び入園料」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条の見出し中「入園料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第5条の見出し及び同条第2項中「入園料及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の入園について適用し、同日前の入園については、なお従前の例による。

(審議資料)

保護者の負担軽減及び負担の公平化（1年利用者と3年利用者）並びに事務の効率化（教育利用と保育利用の移行、第2子以降の減免）を図るため、入園料を廃止しようとするもの。